

京都市宝が池公園運動施設のこども体育館使用料の還付及び減免に関する規則を公布する。

平成27年9月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市宝が池公園運動施設のこども体育館使用料の還付及び減免に関する規則
(使用料の還付)

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例(以下「条例」という。)第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第2条 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局体育健康教育室)